

	<p>・「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」  (平成 19 年 1 月 26 日全国 C 型肝炎対策医療懇話会報告書)</p>	<p>・肝炎対策の均てん化をより一層推進する観点から、我が国の感染症医療の中核となっている国の医療機関において肝炎対策の中核的役割を付与することについて検討すべきである。</p> <p>・国においては、肝疾患診療連携拠点病院間における情報共有の支援及び医療従事者に対する肝炎診療に係る最新情報等の提供を行う。</p>	
--	--	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

<p>政策医療分野</p>	<p>感染症</p>	<p>明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間の感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化し、また、特に近年においては、エボラ出血熱やエイズ、SARS、H5N1鳥インフルエンザ等の新興感染症、結核やマラリア等の再興感染症が出現している。</p> <p>このような状況の変化に対応するため、過去の伝染病予防法等に基づく感染症対策の枠組みを抜本的に見直し、健康危機管理の観点からの迅速かつ的確な対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策に転換する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査及び研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。</p>
<p>国の責務</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。</p> <p>3 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p>	

	<p>感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針 (平成十一年四月一日厚生省告示第百十五号)</p> <p>五 国及び地方公共団体の果たすべき役割</p> <p>1 国及び地方公共団体は、施策の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備する責務を負う。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成 11 年 4 月 1 日厚生省告示第 115 号)</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合には、国が技術的援助等の役割を積極的に果たす</p> <p>・特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制や、国立感染症研究所及び<u>国立国際医療センター</u>との連携体制の構築をしていく必要がある。</p> <p>・厚生労働大臣は、今後の国内における新感染症の発生及び海外から国内への侵入の可能性等を総合的に勘案して、特定感染症指定医療機関を国内に数ヶ所指定することとする。</p>	<p>NC の実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・世界の三大感染症に対応する医療：世界の三大感染症といわれる、結核、マラリア、エイズに対し、呼吸器科、国際疾病センター、エイズ治療研究開発センター、国際医療協力局、研究所等が横断的に連携し、わが国で最高水準の医療を提供している。</p> <p>・国際疾病センター(DCC)の設置：新興感染症、国際的感染症、輸入感染症の診療を統括する組織として 2004 年、DCC を設立。</p> <p>・特定感染症指定病床の運営：全国で 340 ある感染症指定医療機関の中でも、最も危険度の高い新感染症を扱う特定感染症指定医療機関として、指定病床の管理運営を担当。2003 年には数名の SARS(重症急性呼吸器症候群)疑い患者を診療し</p>

	<p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針(平成11年12月21日厚生省告示第247号)</p> <p>・新型インフルエンザ対策行動計画(鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議、平成19年3月再改訂)</p>	<p>・特別な技術が必要とされる検査については、<u>国立感染症研究所、国立国際医療センター</u>、大学の研究機関、地方衛生研究所等が相互に連携を図って実施していくこと</p> <p>・国及び都道府県等は、実際にインフルエンザが大流行して多数の患者が発生した場合を想定して、緊急時の医療提供体制をあらかじめ検討しておくこと</p> <p>・国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急的な疫学調査を行うとともに、<u>国立国際医療センター</u>、大学等の研究機関と連携して、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関する技術的支援を行う。</p> <p>・新型インフルエンザの診断及び治療方法等を確立させ、それを各医療機関に周知徹底を図り、早期治療等を実施させるとともに、それらを元に、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザ薬の予防投</p>	<p>た実績を持つ。</p> <p>・新興感染症への対応：今後出現が予想される新感染症に備え、診療体制を確立し訓練を実施。現時点では、わが国にも甚大な被害をもたらすことが予想される新型インフルエンザ対策が第一の標的。</p>
--	---	---	--

	<p><u>(研究)</u> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針</p> <p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針</p> <p><u>(研修)</u> ・感染症の予防の総合的な推進を図るための</p>	<p>与・ワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止を行う。</p> <p><u>(研究)</u> ・都道府県知事等が積極的疫学調査を実施する場合にあっては、必要に応じて国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、他の都道府県等の地方衛生研究所等の協力を求め、それを得ながら実施していくことが重要であり、協力の求めがあった場合は、国や関係する地方公共団体は必要な支援を積極的にしていくことが必要である。</p> <p>・国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>、国立保健医療科学院、検疫所、大学研究機関等が相互に連携を図りつつ、感染症に関する調査及び研究を積極的に進めていくこと</p> <p>・国及び都道府県等は、このような観点から、インフルエンザ研究の基盤整備を推進すること</p> <p><u>(研修)</u> ・国立保健医療科学院、国立感染症研究所、<u>国立国際医療センター</u>等におい</p>	<p><u>(研究)</u></p> <p>・SARS に関する緊急研究(早期発見、感染対策、診療体制の確立等)。</p> <p>・鳥インフルエンザに関する研究(早期発見、病理研究、治療研究、診療体制確立のための研修システムの確立等)。これらを、新型インフルエンザの治療研究などに連動させる。</p> <p>・マラリア等輸入感染症の治療に関する研究</p> <p>・新型インフルエンザ対策ガイドライン作成。</p> <p><u>(研修)</u> ・医師の卒後研修:新興再興感染症、輸入感染症に対応できる医師養成のための卒後研修の実施</p>
--	--	--	--

	<p>基本的な指針</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針</li> </ul> <p>・インフルエンザに関する特定感染症予防指針</p>	<p>て、感染症に関する講習会を行うとともに、感染症に関する研修のため、関係学会等が実施するセミナーや海外にこれらの者を派遣するといった取組を行っていく</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体においては適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うこと</li> </ul> <p>・国は、予防接種の意義、有効性、副反応等やインフルエンザの一般的な予防方法、流行状況等に関する国民の疑問に的確に答えていくため、関係団体と連携を図り、情報提供体制及び相談機能を強化していくべき</p>	<p>(病院全体)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際感染症等専門家養成研修：国内の専門家養成のための研修の実施(国際医療協力局)。</li> <li>・熱帯感染症研修：海外拠点病院との間で医師の短期交換留学を実施し熱帯感染症に対応できる臨床医を育成(DCC)。</li> <li>・e-medicine(電子遠隔診療システム)を用いた海外拠点病院との情報交換、研修の実施(DCC)。</li> </ul> <p><u>(情報発信)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症指定医療機関：首都圏感染症指定医療機関連絡会を主催し、感染症に関する情報を発信。</li> <li>・対外的な講演会の実施：時宜を得た講演会の開催により、感染症に関する啓発活動を実施。最近では新型インフルエンザ、狂犬病、麻疹などに関する講演会を実施。</li> <li>・各種講演会、研究会、セミナー、地方自治体研究会等に講師を派遣し、感染症に関する情報を発信。</li> </ul> <p>・インターネットを介したインフルエンザに関する情報発信。(DCC)</p>
--	--	--	---

		<p>・国は、関係団体と連携を図り、医療関係者からの相談にも応じられるよう相談機能の強化を図るべき</p>	
--	--	---	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

⑤国立成育医療センター

政策医療分野	成育医療 (周産期医療)	健やか親子21において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、及び小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備が課題として掲げられている。また、新健康フロンティア戦略において、子どもを守り育てる健康対策が柱の一つとされている。
国の責務	<p>母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p> <p>発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) (国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>	



施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等と NC の位置づけ	NC の実施している主な事業
	<p><u>(医療)</u> 発達障害者支援法第 3 条</p> <p>・少子化社会対策大綱 (平成 16 年 6 月閣議決定)</p> <p>・健やか親子 21</p>	<p><u>(医療)</u></p> <p>・国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制を含め、小児医療の充実を図る。</p> <p>・周産期医療のためのネットワーク整備など、周産期医療体制を充実</p> <p>・不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組む。</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>における児童・思春期精神科の充実</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>における子どもや周産期のメンタルヘルスへの対応</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>における、生殖補助医療技術を使用した医療体制の整備、及び小児医療体制の整備</p>	<p><u>(医療)</u></p> <p>・早期発見・早期治療等発達障害に対する臨床の実践と研究</p> <p>・周産期・小児救急ネットワーク構築による救急医療強化およびモデル医療の推進</p> <p>・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進</p> <p>・不妊・不育/産科医療の標準化</p> <p>・こころの疾患に対する研究および治療法の開発</p> <p>・慢性疾患の子どもと家族への生涯を通しての心身ケアの確立</p> <p>・不妊・不育/産科医療の標準化</p> <p>・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進</p>

	<p>・新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日 新健康フロンティア戦略賢人会議)</p> <p><u>(研究)</u> 母子保健法第 20 条の 3</p> <p>・少子化社会対策大綱</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・周産期医療提供体制の整備 ・小児医療提供体制などの充実 ・発達障害児等を支援する体制の構築</p> <p><u>(研究)</u> ・乳児及び幼児の障害の予防のための研究 その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進</p> <p>・不妊治療の倫理面・技術面、医療機関の体制整備などの課題に取り組む。</p> <p>・「女性のニーズに合った医療」に関する研究の推進</p> <p>・先進的予防・診断・治療技術の開発</p> <p>・医療・福祉技術のイノベーション(研究開</p>	<p>・周産期・小児救急ネットワーク構築による救急医療強化およびモデル医療の推進 ・チーム医療および中央診療部門を強化したモデル的成育医療の推進 ・成育医療における遠隔医療の実践</p> <p><u>(研究)</u> ・性分化・成長障害、先天代謝異常、奇形症候群の病因究明と診断システムの開発 ・小児がんの分子病態の究明、治療法の開発、中央診断機能、検体センター機能 ・小児超希少疾患および難治性疾患の治療法開発 ・小児慢性特定疾患のデータベース</p> <p>・不妊・不育の原因究明と確実で安全な不妊治療法の開発および安全性の評価 ・成育生命倫理の確立</p> <p>・不妊・不育の原因究明と確実で安全な不妊治療法の開発および安全性の評価</p> <p>・ヒトES細胞樹立と使用研究 ・胎児医療、移植医療、再生医療の開発</p> <p>・臨床試験・治験の実施・推進による適切</p>
--	---	---	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> 発達障害者支援法第23条</p>	<p>発力)</p> <p>世界に先駆けて超高齢化社会に突入する日本において、その基盤となる研究開発力の向上を図る必要がある。</p> <p>①医薬等ベンチャー・基盤産業対策支援</p> <p>ア ベンチャーと医療機関の共同研究を行い、トランスレーショナルリサーチを実施 など</p> <p>②実用化における臨床現場と産学との融合推進</p> <p>ア <u>NC等中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の医療クラスター(仮称)の整備</u>を行い、臨床研究推進のための体制を整備</p> <p>イ 国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター等</u>を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p><u>(研修)</u> ・国及び地方公共団体は、発達障害者に</p>	<p>な予防・診断・治療法の確立</p> <p>・小児難治性疾患等や実施困難な領域等の臨床研究推進</p> <p>・小児・周産期疾患に対する医薬品の開発推進</p> <p><u>(研修)</u> ・総合的診断能力の優れた小児科医、産</p>
--	--	---	--

	<p>・少子化社会対策大綱</p> <p>・健やか親子21</p> <p>・子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会</p>	<p>対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・小児科研修の充実を図る。</p> <p>・子どもの心の健康に対応できる小児科医の養成</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>等、研修受入れ施設は、多様な専門的研修内容の充実や質の向上に努める</p>	<p>科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・発達障害に関する研修</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、(産科医、)子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・小児科医、小児関連外科医、麻酔科医等の専門医・指導医の研修・育成</p> <p>・成育臨床研究を立案・実施・支援できる医療スタッフの研修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、(産科医、)子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、産科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p>・小児科医、小児関連外科医、麻酔科医等の専門医・指導医の研修・育成</p> <p>・成育臨床研究を立案・実施・支援できる医療スタッフの研修・育成</p> <p>・専門性の高いコメディカルスタッフの研</p>
--	---	--	---

	<p>・新健康フロンティア戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 発達障害者支援法第19条第2項</p> <p>・発達障害支援法第19条第2項</p> <p>・発達障害者支援法第21条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・産科、小児科医師の確保・育成 ・子供の心の診療医の養成</p> <p><u>(情報発信)</u> ・前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>・国及び地方公共団体は前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。</p> <p>・国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>・<u>国立成育医療センター</u>を中核とした「女性のニーズに合った医療」に関する情報提供</p>	<p>修・育成</p> <p>・総合的診断能力の優れた小児科医、産科医、子どものこころの診療医の研修・育成</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・妊娠と薬及び小児薬物療法に関する情報収集 ・妊娠と薬事業等による安心・安全なくすり情報発信 ・新生児・周産期、小児慢性特定疾患、不妊等のデータベース構築</p>
--	--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児に関する国民全体の理解の促進</li> <li>・全国的ネットワークを構築し、<u>国立成育医療センター</u>を拠点として、臨床・研究・情報発信等において、各医療機関と連携・協力することにより、地域において質の高い医療を受けられる体制を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端成育医療・研究の情報提供と解説</li> <li>・成育医療に係る医療機関等における診療情報の把握と分析</li> <li>・成育医療に係る各種相談事業などの展開</li> </ul>
--	--	---	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

⑥国立長寿医療センター

政策医療分野	長寿医療	わが国の高齢者医療制度や介護制度は、昭和 38 年の老人福祉法の制定以降、人口の急速な高齢化が進む中で、その時代、時代の要請に応えながら発展してきたところであり、介護保険制度の成立(平成 12 年)とその見直し(平成 18 年)とともに、第 164 回国会においては、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されることとなったところ。
国の責務	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (国の責務) 第三条 国は、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度(第三章に規定する前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び第四章に規定する後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策を積極的に推進しなければならない。</p> <p>高齢社会対策基本法 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会</p> <p>(国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	

施策概要	施策の基礎となる法令、指針等	国の役割等とNCの位置づけ	NCの実施している主な事業
	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢社会対策大綱(平成13年12月28日閣議決定)</li>   <li>・医療制度改革(平成17年12月1日閣議決定)</li>   <li>・健康フロンティア戦略</li>   <li>・新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日 新健康フロンティア戦略賢人会議)</li> </ul>	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制については、限られた資源をもっとも有効に活用できる体制を構築し、情報の開示に基づく患者の選択を尊重しながら、医療の質の向上と効率化を図り、国民の医療に対する安心と信頼を確保する。</li>   <li>・終末期医療の患者に対する在宅医療の充実</li>   <li>・高齢者の心身の特性等にふさわしい医療の提供</li>   <li>・切れ目のないリハビリテーションの推進、医療と介護のリハビリテーションの連携強化</li>   <li>・地域包括支援センターやかかりつけ医、認知症サポート医、介護サービス事業所、専門医療機関等が幅広く連携した支援体制の構築</li>   <li>・認知症の方に対する医療の提供</li>   <li>・運動や食事等の骨粗鬆症予防に関する</li> </ul>	<p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の心身の特性に配慮した全人的・包括的医療の実現</li> <li>・高齢者の急性期医療モデルの確立</li> <li>・在宅医療の推進</li>   <li>・リビングウィルの推進</li>   <li>・高齢者総合的機能評価(CGA)等による、高齢者の特性の評価とそれに基づく医療の提供</li>   <li>・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及</li>   <li>・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及</li> </ul>



	<p>・後期高齢者医療のあり方に関する基本的な考え方(平成19年4月11日社会保障審議会後期高齢者医療のあり方に関する特別部会)</p> <p><u>(研究)</u></p> <p>・健康フロンティア</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>普及啓発と適切な治療の提供</p> <p>・後期高齢者に特有の心身の特性等を踏まえ、これにふさわしい医療を提供する</p> <p><u>(研究)</u></p> <p>・老化及び老化抑制機能の解明</p> <p>・認知症高齢者のリハビリテーション技術の確立</p> <p>・認知症の方の自立を支援するシステムを開発・実用化</p> <p>・魅力ある介護予防プログラムや支援ツールの開発・普及</p> <p>・変形性関節症、腰部脊柱管狭窄症の予防、検診、治療等の研究開発・実用化</p> <p>・在宅医療技術の総合開発</p> <p>・国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラス</p>	<p><u>(研究)</u></p> <p>・長期縦断的疫学調査の推進</p> <p>・認知症の早期診断と標準的な治療法の開発・普及</p> <p>・アルツハイマー病の予防・早期診断・新規治療薬の開発</p> <p>・骨粗鬆症の客観的診断法と標準的な治療法の開発・普及</p> <p>・肺炎、排尿障害等の高齢者に多い病態に対する診断・治療法の開発・普及</p> <p>・骨粗鬆症・尿失禁の早期診断・治療法の開発</p> <p>・医療工学的アプローチによる医療・介護に関する質の向上</p>
--	--	--	--

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p><u>(研修)</u> ・健康フロンティア戦略</p> <p><u>(情報提供)</u> ・新健康フロンティア戦略</p>	<p>ター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p> <p>・先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化を図るため、<u>国立高度専門医療センター</u>等を中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」(仮称)を整備する。</p> <p>・医療クラスター、治験中核病院・治験拠点医療機関等について、共通のネットワークを形成し、臨床への橋渡し研究や治験・臨床研究の計画が実施されるよう調整される体制を構築する。</p> <p><u>(研修)</u> ・認知症ケア研究・研修の推進</p> <p><u>(情報提供)</u> ・科学的根拠(エビデンス)に基づいた介護予防情報の収集・分析・提供 ・運動や食事等の骨粗鬆症予防に関する普及啓発と適切な治療の提供</p>	<p><u>(研修)</u> ・長寿医療専門医師の養成</p> <p><u>(情報提供)</u> ・長寿医療に関する情報発信及びデータベース化の構築 ・認知症の標準医療に関する普及啓発</p>
--	---	--	--